

JIS 見直し及び JIS 確認の申出に係る審議について

日本産業規格（以下、JIS という。）は、産業標準化法に基づき、JIS を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも 5 年を経過するまでに見直す必要があります。多数の JIS があることから効率的な運用のために、毎年度一括して JIS 見直しを行うこととしております。JIS の見直しの流れ及び産業標準作成委員会の審議方法は、別添 1 をご参照ください。

なお、別添 1 のとおり「JIS 作成予定一覧表の公表」、「利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保」及び「異議申立ての機会の確保及び廃止のみ意見受付公告」の過程で、利害関係者から意見等があった場合で、議決結果の変更又は意見等を採用しない場合は、再度、産業標準作成委員会にお諮りいたします。また、字句等編集上の修正については、事務局に一任いただきますようお願いいたします。

（1）JIS 見直しの審議

2024 年度に見直し期限を迎える JIS について、当会にて関係各方面の意見を十分に調査し、別添 2 のとおり 2024 年度中に改正、確認又は廃止とするかの案を作成いたしましたので、ご審議をお願いいたします。ご承認いただいた JIS 見直しのうち、公示予定が「確認」、及び公示予定が「廃止」、かつ、これから廃止に着手する JIS については、その内容を利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

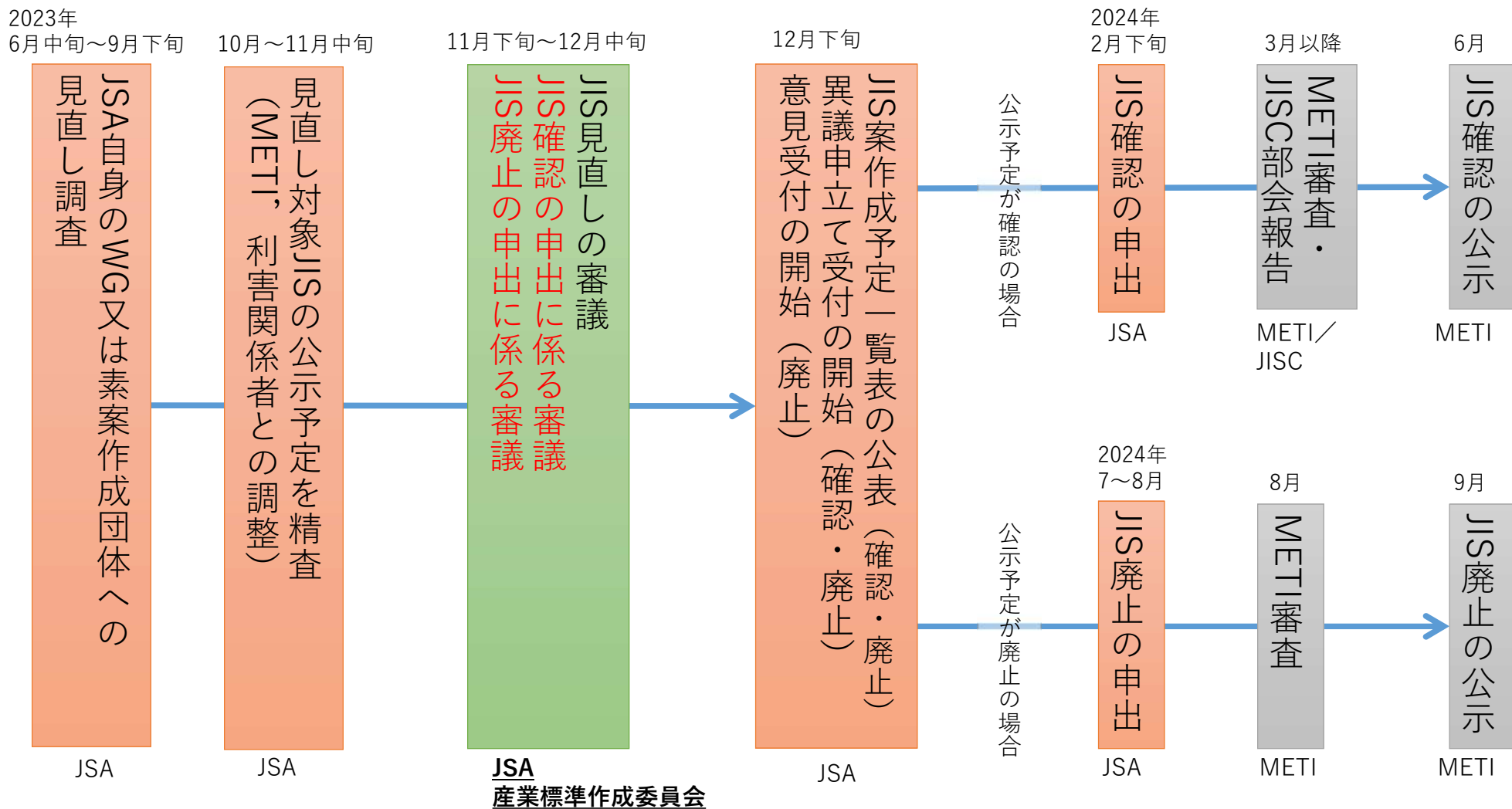
（2）JIS 確認の申出の審議

上記別添 2 に基づき、別添 3【確認の作成審議経過報告書】に、2024 年度中の公示予定を「確認」とする JIS 及び作成審議経過等を作成いたしました。申出前までに利害関係者からのご意見等がない場合は、公示予定が「確認」について、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣に申出してよろしいか、あわせてご審議をお願いいたします。

以上

別添1 : JISの見直しに関する審議

(1) JIS見直しの流れ



(2) JIS見直しの審議について

目的： 次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

1. 利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、調査します。
 - ※ 見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。
 - ※ 技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するかなどを調査します。

(2) JIS見直しの審議について (続き)

2. JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案（以下、JIS見直し案という。）を理由とともに作成します。

その際には、必要に応じて、JSA自身のWG又は素案作成団体に事実確認を行います。

その後、産業標準作成委員会にお諮りします。

※ 当該JISが次に該当し、次年度までに「改正」又は「廃止」の公示を予定している場合は、JIS見直し案を「改正」又は「廃止」とします。

※ 当該JISが次に該当し、これから改正又は廃止に着手するため、次年度までに「改正」若しくは「廃止」の公示ができない場合、又は次に該当しない場合は、JIS見直し案を「確認」とします。

改正又は廃止が必要な要因
市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要
社会的要因で規定内容の変更が必要（環境問題など）
対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要
対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要
引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用すべきJISが新たに制定された
引用（参照）法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用（参照）すべき法規が新たに制定された
技術の陳腐化・利用の縮小等、JISの廃止が妥当

(2) JIS見直しの審議について (続き)

3. 産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。

【JIS見直し案の例：資料●別添4】

- ※ JIS見直し案の資料については、JSAで事実確認を行っております。
- ※ 対応国際規格などの改廃状況は、資料の参照文書（JSA調査結果）に記載しております。
- ※ ご承認いただいたJIS見直しのうち、公示予定が「確認」及び「廃止」のJISは、JIS作成予定一覧表としてJSAホームページに掲載します。
(利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び異議申立ての機会の確保のため)

(3) JIS確認及び廃止の申出に係る審議

目的： 利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを通し、
主務大臣にJISの確認及び廃止の申出をしてよいかどうかを決定します。

1. JIS見直しの審議と同時に、JSAが作成審議経過報告書（確認及び廃止）（案）を作成します。

※ 当該報告書では、確認及び廃止の申出を行う対象JIS、確認及び廃止する理由、認定機関としてのプロセスの予定（JIS見直しの審議～JIS作成予定一覧表の公表結果（確認及び廃止）（予定）、並びに意見受付公告結果（廃止）（予定））を示しております。

2. 産業標準作成委員会で作成審議経過報告書（確認及び廃止）（案）に基づき、ご審議いただきます。
作成審議経過報告書の例：確認【資料●別添5】、廃止【資料●別添6】

3. 審議後、JIS作成予定一覧表の公表（確認及び廃止）及び意見受付公告（廃止）によって、利害関係者の意向を確認します。

※ これによって利害関係者から意見等があった場合で、議決結果の変更又は意見等を採用しない場合は、再度、産業標準作成委員会にお諮りいたします。ただし、意見の提出がない、又は審議の結果に影響を与えない場合は
4. 申出へと進みます。

4. 産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認及び廃止の申出を行います。

2024年度に見直し期限を迎えるJISの見直し(案)(管理システム規格分野)

別添2

規格番号	規格名称	公示予定 (確認、改正、 廃止又は “-”を入力)	左記理由	対応国際規格との整合	備考	素案作成団体
JIS Q 10001:2019	品質マネジメント—顧客満足—組織における行動規範のための指針	確認	規定内容の変更の必要がないため。	1: IDT		無
JIS Q 10002:2019	品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針	確認	規定内容の変更の必要がないため。	1: IDT		無
JIS Q 10003:2019	品質マネジメント—顧客満足—組織の外部における紛争解決のための指針	確認	規定内容の変更の必要がないため。	1: IDT		無
JIS Q 20000-1:2020	情報技術—サービスマネジメント—第1部:サービスマネジメントシステム要求事項	確認	対応国際規格の改訂が予定されており、その動向を踏まえて検討する必要があるため。	1: IDT		特定非営利活動法人itSMF Japan
JIS Q 22398:2014	社会セキュリティ—演習の指針	確認	規定内容の変更の必要がないため。	1: IDT		無

【JIS書誌情報】

規格番号及び西暦年	最新 公示		主務大臣	専門委員会	参 照 文 書 (JSA調査結果)			対応国際規格	対応国際規格の同等性	制定年月日	最新改正日
	種類	年月日			対応国際規格	引用JIS	引用国際規格				
JIS Q 10001:2019	改正	2019/9/20	経産		◎	◎	-	ISO 10001:2018	IDT	2010/9/21	2019/09/20
JIS Q 10002:2019	改正	2019/9/20	経産		◎	◎	-	ISO 10002:2018	IDT	2005/6/20	2019/09/20
JIS Q 10003:2019	改正	2019/9/20	経産		◎	◎	-	ISO 10003:2018	IDT	2010/9/21	2019/09/20
JIS Q 20000-1:2020	改正	2020/3/23	経産	情報技術	◎	-	-	ISO/IEC 20000-1:2018	IDT	2007/4/20	2020/03/23
JIS Q 22398:2014	確認	2019/10/21	経産		◎	x	-	ISO 22398:2013	IDT	2014/12/22	

参照文書の記号の説明：
 ◎当該JIS発効時の参照文書のすべてが、改廃されずに、
 継続している。
 ×当該JIS発効以降、参照文書の一部及び/又は全てが、
 改正及び/又は廃止されている（現状が不明なものも含む）。
 -当該JISに参照文書がない。

日本産業規格作成審議経過報告書（確認）

1. 確認の申出を行う日本産業規格

JIS Q 10001 品質マネジメント—顧客満足—組織における行動規範のための指針 外 4 件（別紙 1 のとおり）

2. 確認の申出を行う日本産業規格に係る主務大臣

経済産業大臣専管

3. 確認の理由

別紙 1 の日本産業規格は、産業標準化法第 17 条の規定による見直し期限を 2024 年度に迎えるものであるが、認定産業標準作成機関として、関係各方面の意見を調査し検討した結果、現行の日本産業規格がなお適正であると認められることから、確認すべきものとして申出する。

4. 確認の申出を行う日本産業規格の作成及び審議に関する事項

(1) 認定産業標準作成機関名；一般財団法人日本規格協会（JSA）

(2) 法令上の区分；

産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項に基づく申出

(3) 産業標準作成委員会名；

管理システム規格分野産業標準作成委員会

(4) 産業標準作成委員会の委員構成表及び開催状況；

別紙 2 に記載のとおり。

(5) 作成審議経過

別紙 2 に記載のとおり。

以上

確認の申出を行う日本産業規格

No.	規格番号	規格名称
1	Q10001	品質マネジメント—顧客満足—組織における行動規範のための指針
2	Q10002	品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針
3	Q10003	品質マネジメント—顧客満足—組織の外部における紛争解決のための指針
4	Q20000-1	情報技術—サービスマネジメント—第 1 部：サービスマネジメントシステム要求事項
5	Q22398	社会セキュリティ—演習の指針

1. 産業標準作成委員会の委員構成表

1. 1 管理システム規格分野産業標準作成委員会構成員名簿

	氏名	所属	種別
(委員長)	勝俣 宏行	日本検査キューエイ株式会社	中立者
(委員)	石嶋 和彦	イオン株式会社	
	上野 貴由	一般社団法人日本電機工業会	
	大野 昌仁	一般社団法人日本建設業連合会	
	齊藤 俊太郎	一般社団法人日本鉄鋼連盟	
	細谷 恵	主婦連合会	
	本山 佳奈	有限責任事業組合令和スキーム研究基盤	
	和田 一仁	一般社団法人日本化学工業協会	
(関係者)	高桑 淳	経済産業省産業技術環境局国際標準課	-
	高橋 貴洋	経済産業省産業技術環境局国際電気標準課	
(事務局)	中川 梓	一般財団法人日本規格協会	-
	山崎 朋子	一般財団法人日本規格協会	
	佐藤 恭子	一般財団法人日本規格協会	
	嶽北 慎子	一般財団法人日本規格協会	

2. 委員会開催状況

開催年月日	委員会区分	出席者数又は回答者数(名)
2023年12月XX日(予定)	産業標準作成委員会	○/8

3. 作成審議経過(予定)

- ①産業標準案作成対象テーマの審議(JIS見直しの審議)、並びに産業標準案の作成及び審議(確認の申出に係る審議);
2023年12月XX日 産業標準作成委員会議決
- ②JIS作成予定一覧表の公表;
2023年12月XX日~申出予定日(2024年2月下旬)までJSAウェブサイト掲載
- ③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保;
2023年12月XX日~申出予定日(2024年2月下旬)までJSAウェブサイト掲載
- ④異議申立ての機会の確保;
2023年12月XX日~申出予定日(2024年2月下旬)までJSAウェブサイト掲載
- ⑤議事録及び委員会資料の公開;
2023年12月XX日 JSAウェブサイト掲載

4. 利害関係者の産業標準作成委員会への参加に関する内容(予定)

参加: 無

5. 異議申立てに関する内容及び結果(予定)

異議申立ての有無: 無